

## 中東欧諸国の世界経済への再統合に関する一考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学経営学研究所 公開日: 2009-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 蓮見, 雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/4605">http://hdl.handle.net/10291/4605</a>

経 営 論 集  
44巻1・2 合併号  
1996年 10 月

## 中東欧諸国の世界経済への再統合に関する一考察

蓮 見 雄

### はじめに

本稿のテーマは、旧東欧圏の変革を世界経済の変容という文脈において見直すことである。この問題は、旧東欧圏の体制転換とオープンエコノミーへの転換、リージョナリズムの台頭にみられる世界経済の変容、そして従来の開発論の見直しなど多岐にわたる問題と関連している。

本稿は、今後より実証的な研究を進めていくための予備的作業として、旧東欧圏の経済開放化と世界経済への再統合、またその際に直接投資が果たす役割の諸問題について考察したものである。

なお、本稿は主として末尾に掲載した文献に依拠しているが、引用箇所を逐一指摘することはしなかった。本稿における個々の論点は仮説の域を出ておらず、今後より詳細な事例研究にもとづいた再検討が必要であることは言うまでもない。

### 1. 世界経済の変貌と東欧圏の崩壊

戦後、米ソ対立を軸とする冷戦は、すくなくとも先進諸国間においては「長い平和」の維持を可能とし、その限りにおいて戦後の急速な経済発展を支えてきたとすることができる。

この「長い平和」のあいだに世界経済システムは大きな変貌を遂げた。かつての世界システムの基盤であった分業体系は、古典的な分業、つまり農業・鉱業地域と工業地域のあいだの国際的な分業関係であった。世界的商品連鎖の中核部分を担っていた重厚長大型産業を機軸とする中心諸国と、その原料基盤を担う一次産品の提供者でありながら、それに対する支配権を奪われた周辺国、この中心-周辺構造が戦後世界経済の基本的な枠組みであった。

周知のように、戦後、植民地、従属国から政治的独立を達成した新興諸国は、経済的自立を目指した。国際分業が国内分業と不可分に結びついている以上、それは、国内に重工業基盤を

作りだし、これをテコとして国民経済を再編成することによってモノカルチャー的地位を脱しようとする試みに他ならなかった。こうして、多数の途上国が19世紀後発資本主義国型の輸入代替工業化戦略を採用した。また、途上国は一致して、一次産品交易条件の改善を求め、新国際経済秩序（NIEO）を提唱した。

こうした世界システムを人為的に離脱し、独自の発展様式を追求しようとした社会主義諸国も例外ではなかった。今日の時点から振り返って見た場合、アジアや東欧の社会主義諸国で進められた初期の重工業化路線もまた、輸入代替工業化戦略の一変種であったということが出来る（[1] p.17）。

これは、社会主義の名の下に、貿易の国家独占によって国民経済を世界経済の影響から隔離し、国内においては戦時統制経済管理システムを大規模かつ系統的に組織することによって進められた「旧ソ連型」の輸入代替工業化戦略であった。これによって旧ソ連東欧諸国は、重厚長大産業におけるキャッチアップに全力を傾注し、この点に関する限り一定の「成功」を遂げることができたのである。

ところが、こうした工業化戦略の有効性の前提条件となっていた世界経済の従来の古典的な分業構造そのものが、このあいだに大きく変化してしまった。経済成長を支える主要産業が、重厚長大工業を中心とした資本集約的産業から、ME技術革新による情報・通信などの発展を基礎とした知識集約型、技術集約型の産業へと移行し、分業体系そのものが変化した。こうした変化は、1980年代に、①先進諸国間の工業製品貿易の拡大（ただし、後半になると東アジアの台頭による途上国との貿易シェアも再び拡大する）、②先進諸国の企業間の戦略提携と相互直接投資の増大、③これによる対途上国投資の相対的低下、④サービス貿易や技術貿易の役割の増大、⑤一次産品需要の長期停滞、などの形で現れた。

とりわけ1980年代後半は、直接投資が財・サービス貿易やGDPを大きく上回る伸びを示し、技術貿易、企業内貿易、産業内貿易がいっそう拡大した。

こうして、貿易の急速な拡大と多国籍企業のグローバルな展開を媒介としてネットワーク的な世界経済の連関が形成され、国民経済間の相互依存関係は格段に高まり、それを支えるためにG7に代表されるような国際協調体制が生まれた。

こうした変化への対応の違いによって、南の途上国のあいだでも経済成長に大きな開きが見られるようになった。つまり、世界経済システムの変化に対応して先進諸国からの直接投資の受け入れと輸出指向工業化戦略に転換したアジアNIESの「成功」と、転換に遅れをとったラテンアメリカ諸国の「失敗」である。

柔軟性に欠ける計画経済システムをもつ中東欧諸国もやはり、この新しい国際分業の展開に大きく立ち遅れてしまった。彼らがこれまでどおりの経済パフォーマンスと国民の生活水準を

維持しようとして選んだ道は、西側から消費財や技術を導入することであった。だが、これは、経済のグローバル化の進展と国民経済間の相互依存関係の深化という世界経済の大きな潮流のなかで、これまで多くの社会主義諸国がとってきたアウトルキー的發展戦略が破綻したことを意味している。1970年代中頃の国際的な資金余剰を背景として、また国家貿易国であるが故の比較的高い信用度によって資金を借り入れることができたため、こうした發展戦略の修正は、当時のデタントの流れに乗って成功するかに思われた。しかし、経済体制そのものに起因する技術吸収力の弱さ故に国際競争力を強化することはできず、しかもオイルショック後の西側の不況の影響もあり輸出は伸びず、対外債務は増加の一途をたどることとなった。

この矛盾は、従来の計画経済体制の正当性を維持する根拠となっていた東西冷戦体制の崩壊とともに、「東欧革命」という形で一気に噴出することとなったのである。

以上のように、世界経済システムの転換との関連のなかで、後発国の経済発展の格差が生じてきたことを考慮すれば、次の点が指摘できよう。

- ①「社会主義計画経済体制の崩壊はシステムの機能不全による自壊である」との評価は、社会主義圏にとって外的制約となる西側資本主義世界の経済環境の変質に適応できなかったという対外的要因を過小評価している。
- ②中東欧の将来を占う上で、「急進的改革か、漸進的な改革か」あるいは「輸入代替か、輸出指向か」といったタイプの二者択一的な設問は無意味である。むしろ問題は、経済発展をもたらす外生的要因と内生的要因の関連を具体的に明らかにすることである。
- ③規制の廃止と経済開放化によって、つまり外国の生産者との競争と外国からの投資の大量流入を認めれば、管理の合理化や均衡の回復が進むとの考え方は、あまりに単純な議論である。問題は、世界システムの状況に適合的な対外政策と、それを支える国内の国際収支維持産業の育成、つまり対外経済政策と産業政策のリンクである。

これからの中東欧諸国の経済発展にとって与件となるポスト冷戦後の世界経済については、先にあげた特徴に加えて、次のような点が指摘できる。

- ①直接投資の急速な拡大による世界貿易構造の一層の変化
- ②経済のボーダレス化にともなう国民国家の弱体化と「主権共有化」の動き
- ③EUに代表される地域経済圏の形成と世界経済の三極化（アジア、ヨーロッパ、アメリカ）
- ④アジアNIESを先頭に旧社会主義国をも含めた新興諸国のあいだで、新しい世界的分業体系への移行を目指す競争が激化する。

中東欧諸国は、こうした現代の世界経済システムの新たな潮流のなかで、いかにして国際分業のネットワークに参入し、そこでどのような役割を果たすことができるのだろうか。

## 2. 中東欧諸国の経済開放化と支援の組織化

経済的に見た場合、冷戦後における新秩序の形成は、西側資本主義世界で形作られてきた世界経済システムに中東欧諸国が編入されていくプロセスに他ならない。だが、計画経済による重工業化によって「歴史的後進性」を克服しようとする試みに失敗した中東欧諸国は、途上国並の累積債務をかかえ、今や多くの南の国々と同様に世界経済の周辺に位置している。確かに、近年、中東欧諸国の経済は好転しており、なかでもヴィシェグラード・グループは有望視されているが、後述するように世界経済における周辺の地位そのものを完全に脱却したわけではない。

中東欧諸国は、冷戦終結の結果、ブレジネフ・ドクトリンという政治的軍事的束縛から解放されたとはいえ、時代遅れの重厚長大産業の遺物と深刻な累積債務を抱えた状態から市場経済化を進めていかなければならないのである。前者の問題は、とくにロシアについていえることだが、基本的に旧来の国有企業の民営化をベースとして市場経済化を進めていかなければならないという点では中東欧諸国にも妥当する。これは、かつての社会主義体制下でのストックが比較的少なく、むしろ外資導入をテコとして新規企業の設立によって市場経済化を進めている中国の場合とは異なる点であろう ([17] p.19)。

また後者の問題を考慮すれば、中東欧諸国の市場経済化は、単なる国内的な制度改革ではなく、同時に当面する国際経済環境のなかでいかに経済発展を図るかという開発問題でもあり、そのための有効な開発モデルを模索するプロセスでもある。

中東欧諸国における体制転換は、とりもなおさず市場経済化と世界経済への再統合を意味するが、より具体的には三大経済圏の一極をなすEU経済圏への接近、つまり「ヨーロッパへの回帰」の動きとして現れることになる。それは、歴史的文化的なつながり、地理的な近さ、従来の対西側貿易の大半がEUおよびEFTA諸国を中心とするヨーロッパの国々であったこと、などによるものと思われる（以下、1992年以前についても、便宜的にEUと表記する）。

ヨーロッパにおける冷戦構造を制度的に支えてきたワルシャワ条約機構とコメコンの解体によって、戦後ヨーロッパにおける冷戦体制は解体した。今や、東西欧州の政治・経済的分断を平和的に解決することが緊急課題となっており、ポスト冷戦後の新たな欧州秩序の形成においてEUの果たすべき役割はきわめて大きいといわなければならない。

事実、EUは、比較的早い段階から中東欧諸国の民主化を支援する措置を講じている。1989年7月のアルシュ・サミットにおいてEUをコーディネーターとするG24（東欧支援24カ国会議）による対ポーランド・ハンガリー援助（PHARE）が決定され、その後対象地域が他の中東欧諸国にも拡大された。

1991年4月には欧州復興開発銀行（EBRD）が設立されたが、EU諸国とEIB（欧州投資銀行）が出資比率の54%を占めた。EBRDは、「開放的な市場指向経済への移行を促進し、民間の企業家的イニシアチブを育成する」ことを融資条件とする、いわゆる政治的コンディショナリティを明確にしている点に特徴がある。また、その資金の60%が民間部門に供与されるのに対して、世銀の資金は主に公共部門に供与されるという役割分担が決められ、IMF・世銀がEBRDを補完する体制となっている。つまり、EU主導のリージョナルな枠組みにIMF・世銀を中心とするグローバルな外枠がはめられているのである（〔2〕 pp.214-228）。

こうした金融支援網が形成されてきた背景には、民間資金の流入の減少がある。東欧革命後の債務の急増、市場経済化にともなう政治・経済の不安化によってこれらの国々に対する信用が失われ、民間金融機関による新規貸し付けが困難となったため、これを補い、かつ市場経済化を支援するためにIMF・世銀などの国際金融機関による新たな援助・融資の枠組みが必要とされたのである。それに加えて、EUが支援に比較的早くから取り組んだ理由のひとつとして、債務の過半がドイツをはじめとするEU諸国によるものであったという事情があげられよう（〔18〕）。

それ以上に大きな意味をもつのが、EU市場の開放である。1980年代末以来、EUは中東欧各国と貿易経済協力協定を締結してきたが、1991年12月には、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアと連合協定（通称、欧州協定）を締結し、1993年に入ってルーマニア、ブルガリアとも連合協定を締結した。この連合協定の主な目的は、①10年間の過渡的期間を経た後の自由貿易地域の創設、つまりEU市場統合と中東欧経済の一体化、②技術移転と直接投資の促進、③金融協力、④政治的対話、である。

なかでも、ポーランド、ハンガリーの連合協定は1994年2月に全面発効し、4月両国は正式加盟申請を行っている。EU側も1993年6月の首脳会議で、将来、連合協定締結国の正式加盟を認めることを決定している。さらに、これらの国々の経済の好転を背景として、1994年12月のエッセン会議において、欧州委員会は中東欧加盟準備戦略を採択し、1995年5月には『中東欧連合諸国のEU内部市場への統合準備白書』が公表された。

安全保障の面でも、中東欧各国と北大西洋条約機構（NATO）とのあいだで「平和のためのパートナーシップ協定」が締結され、また西欧同盟（WEU）への準加盟が承認されている。こうした安全保障の枠組みの変化を背景に、1994年3月、対共産圏輸出統制委員会（ココム）が解散され、技術移転に関する政治的制約がなくなった。

もっとも、ポスト冷戦後の安全保障を考える上では、ココムに代わる地域紛争防止型の組織が不可欠である。また、今日の世界経済における国際競争力の確保という点からみた場合、技術支配が決定的意義をもつことを考えれば、高度技術の国際的管理は、単に安全保障の面ばか

りでなく、おそらく先進諸国の技術的優位を維持するという点からも必要であり、ココムに代わる新たな国際組織の設立が検討されている（[3]）。

以上のように、中東欧諸国がグローバルな西側体制への編入とともに、EUを中心とするリージョナルな欧州統合の流れに合流していくという方向性は、すでに明確なものとなっている。しかも、従来のEU諸国と並んで、東欧圏最大の貿易パートナーであったEFTA諸国からスウェーデン、フィンランド、オーストリアが1995年にEUに正式加盟したことは、中東欧諸国のこうした指向をいっそう強めることになろう。

### 3. 鍵を握る欧州市場

中東欧諸国の世界経済への統合は、EU諸国との貿易・経済関係が実際にどの程度進むか、そしてどのような国際分業が形成されるかにかかっている。

確かに、①従来のコメコン内分業の崩壊と国内市場の低迷から代替市場を探さなければならなかったこと、②以前から対西側貿易の大半がEU諸国であったこと、③東西ヨーロッパ接近の結果として貿易障壁が軽減されたこと、④当初、通貨の交換レートの激しい低下が輸出促進要因となったこと、などの理由から、中東欧諸国の貿易地域構造は、1990年代に入って旧コメコン諸国から西欧諸国へと大きくシフトした（[4] pp.108-115）。

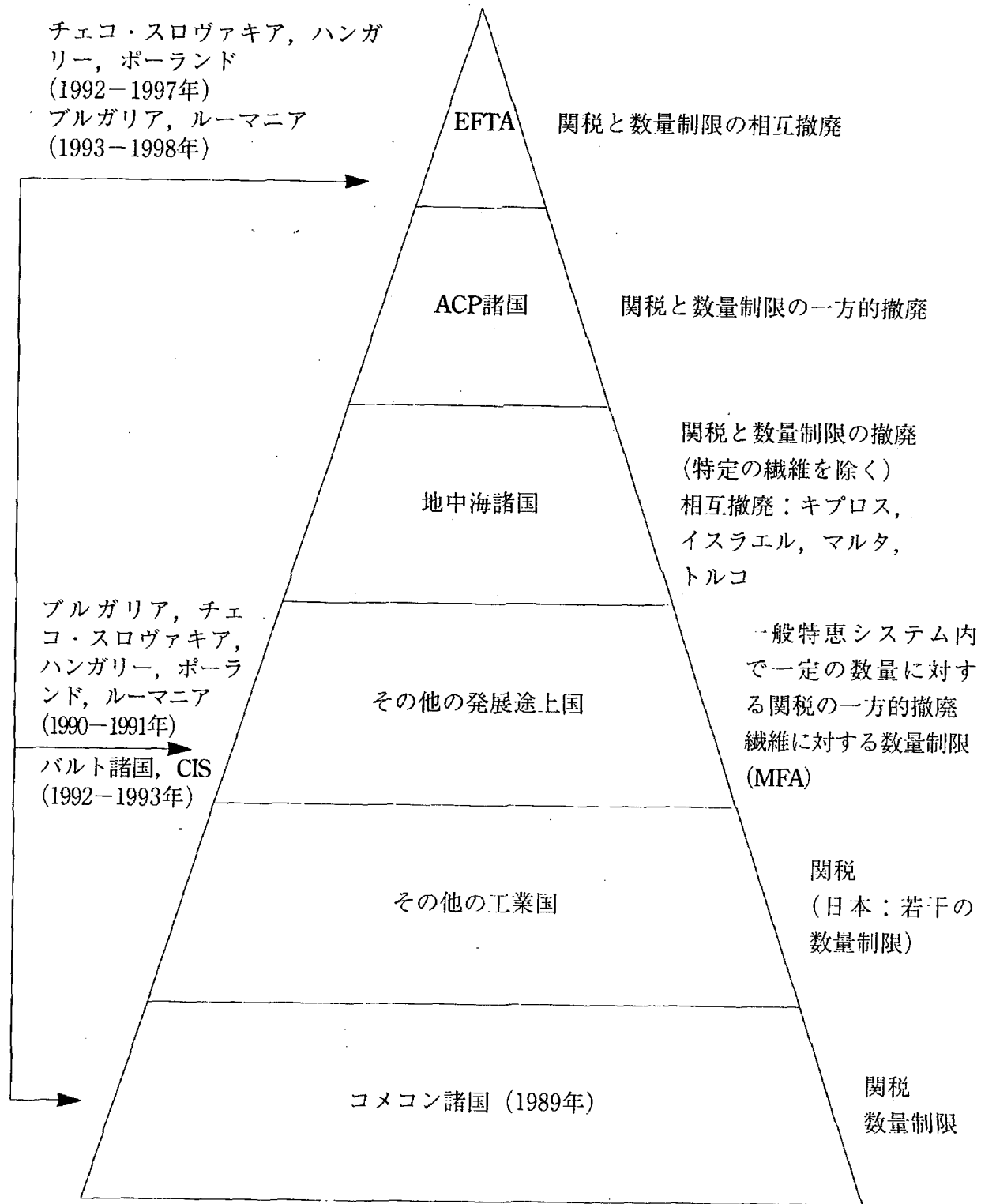
しかしながら、近年の中東欧諸国の貿易動向には多くの懸念材料がある。1980年代末以降続いてきたGDPの低下が底を打ち上昇に転じはじめているにもかかわらず、貿易収支は必ずしも好転していない。これには、次のような要因があげられる。

#### 1) 貿易協定による制約

連合協定の締結にともなって、貿易に関する暫定協定が発効した。これは非対称性を特徴としており、EU側が特定の例外品目を除いて中東欧各国からの輸入に対する関税を撤廃し、一方、東側の関税撤廃については一定の猶予期間がもうけられることを定めている。この貿易暫定協定が、対EU貿易拡大に大きく貢献したことは言うまでもなく、その後中東欧諸国にとってのEU市場の貿易障壁は著しく低下している。（第1図、第1表、第2表）

だが、同時に、貿易拡大にともなって生じる貿易不均衡や国民経済への影響などに対処する対抗手段として、アンチ・ダンピング、国内産業保護、セーフガードなどの措置がとりうることも明記されている。しかも、これらの制限措置が適用される際の基準は不明確で、EU側の裁量の余地が大きく、ダンピングを行っている輸出国の認定は、論議の余地のある疑わしい根拠によって決定されており、必ずしも客観的ではない（[19] p.99）。

第1図 工業製品のEU市場へのアクセスのピラミッド構造と中東欧諸国の地位の変化



(出所) European Commission, *European Economy*, 1994, p.24.



第1表 中東欧諸国の対EU貿易障壁度別製品割合の変化 (%)

国	年	なし	低い	平均	高い	計
ブルガリア	1990	1.6	30.8	20.9	46.8	100
	1993	43.8	23.0	8.9	24.3	100
チェコ・スロヴァキア	1990	3.5	26.7	32.4	37.3	100
	1993	39.3	37.4	11.8	11.4	100
ハンガリー	1990	0.1	25.9	44.2	29.8	100
	1993	52.9	25.4	2.3	19.4	100
ポーランド	1990	0.5	33.9	42.6	23.0	100
	1993	36.3	35.2	10.8	17.7	100
ルーマニア	1990	0.0	36.5	29.6	33.8	100
	1993	16.8	39.8	6.3	37.1	100

(注) 関税障壁, 数量規制, その他の非関税障壁についてそれぞれ, なし=0, 低い=1, 平均=2, 高い=3と評価し, その3つを合計して, 全体としての貿易障壁度を示したものの。

合計が3未満=低い, 3~6=平均, 6~9=高い, と分類される。

(出所) European Commission, *European Economy*, 1994, No. 4, p.31, 51 より作成。

第2表 中東欧諸国に残存するEUの貿易障壁

(1993年)

国	輸入に占める割合 (%)			貿易障壁度			
	関税率	数量規制	その他の非関税障壁	関税率	数量規制	その他の非関税障壁	計
ブルガリア	3.0	8.9	1.6	1	2	1	4
チェコ・スロヴァキア	2.1	5.6	5.7	1	2	2	5
ハンガリー	2.5	3.9	0.1	1	1	1	3
ポーランド	2.4	6.1	0.3	1	2	1	4
ルーマニア	4.8	13.1	2.8	2	3	1	6

(注) 関税障壁, 数量規制, その他の非関税障壁について, それぞれ, なし=0, 低い=1, 平均=2, 高い=3と評価し, その3つを合計して, 全体としての貿易障壁度を示したものの。

(出所) European Commission, *European Economy*, 1994, No.4, p.51.

セーフガード・クローズは、緊急の場合を想定しているので、アンチ・ダンピング措置ほどには多用されていないが、EUがこの措置を適用する可能性のある国内生産者や地域の基準は明確には定められていない ([19] p.100)。

また、ローカル・コンテンツ規制は、裁量の余地が少ないように思われるが、現実にはさまざまな摩擦が表面化している。第三国からの輸入は、通常、当該輸出国において輸入がEUに輸出される製品価値の40%以上を占めておらず、現地調達比率が60%以上である場合、規制されない。この際、EUから輸入される原材料は付加価値の計算に含まれないが、ローカル・コンテンツの算定に累積ルールが適用されるか否かは、貿易を促進するか、制限するかを決定することになる。こうした原産地の累積ルールは、たとえばEEAにおいて認められている。しかし、このシステムは中東欧とのあいだの貿易には適用されていない。現在、中東欧製品は国内生産者が製品価額の60%を付加している場合、関税を免除される。しかし、もし生産者が他の中東欧あるいはEFTA諸国の部品を利用しているとすれば、EU向け輸出は関税を免除されない。つまり、ヨーロッパ全域にわたる累積ルールがないために、中東欧諸国の対EU輸出は抑制され、連合協定の効果は制限されてしまっている ([19] p.100)。

こうしたさまざまな貿易措置は、EU内の景気が好調な時期にはあまり表面化しないかもしれないが、いったんEU諸国の経済が不況に陥ると乱用される危険性を秘めている。中東欧諸国に対するダンピング対抗措置の件数は、EU加盟国合計の20%を占めており、近年減少傾向にあるとはいえ、これまでも度々実施されてきた (第3表)。ダンピング対抗措置そのものが直接貿易に与える影響は、中東欧からの輸出額の0.32%、工業製品の0.36%とわずかだったと推定されているが (第4表)、貿易全体に与える否定的影響を過小評価すべきではない。こうした制約条件がなければ、中東欧諸国の対先進諸国輸出ははるかに大きくなるものと考えられる。たとえば、貿易量は、ビジネス上のコスト (輸送費用、取引費用、通商政策による人為的貿易障壁)、輸出国の供給 (GNPと生産に占める輸出シェアによって計られる開放度)、輸入国の需要 (GNP、人口) によって決定されるとする重力モデルに基づいた試算によれば、中東欧諸国の輸出潜在力は1992年の実際のドイツ向け輸出の3.4倍、イギリス向けでは5.9倍である ([19] p.101)。

## 2) センシティブ製品

政治的に慎重な取り扱いを要するいわゆるセンシティブ製品は、こうした対抗措置の対象となる可能性が高く、東西ヨーロッパ間で貿易摩擦問題が生じている。具体的には、繊維、鉄鋼、石炭、農産物、化学品などである。中東欧諸国にとってセンシティブ製品は対EU輸出の約30~50%をも占める重要な輸出品である (第5表)。一方、これらの製品のEU経済全体に占める

第3表 中東欧諸国に対するEUのアンチ・ダンピング措置の件数 (1988～1993年)

国	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ブルガリア	1	1				1
チェコ・スロヴァキア	1	1		1		
ハンガリー	1	1		1		1
ポーランド	1	1		2	1	
ルーマニア	2	2			1	
合計	6	6	0	4	2	2

(出所) European Commission, *European Economy*, 1994, No.4, p.164.第4表 中東欧諸国からの輸入に対するEUのアンチ・ダンピング措置の影響  
(1992年, 単位ECU)

	ポーランド	チェコ・スロヴァキア	ハンガリー	ルーマニア	ブルガリア	合計
合計 (1,000ECU)	27,461	2,794	8,585	9,772	11,131	59,743
各国からのEUの輸入に占める割合 (%)	0.39	0.05	0.22	0.70	1.24	0.32
各国からのEUの工業製品輸入に占める割合 (%)	0.44	0.05	0.26	0.73	1.42	0.36

(出所) European Commission, *European Economy*, 1994, No.4, p.165.

第5表 EUと中東欧諸国のセンシティブ製品の貿易 (1992年)

製品グループ (EU共通関税分類による)	中東欧5カ国	ポーランド	チェコ・スロヴァキア	ハンガリー	ルーマニア	ブルガリア
農業製品 (加工品を含む)						
EU向け輸出におけるシェア (%)	12.3	13.4	5.0	20.8	5.5	20.4
中東欧諸国の貿易収支(輸出-輸入)100万ECU	301	28	▲141	602	▲248	59
化学品						
EU向け輸出におけるシェア (%)	5.7	5.6	6.2	5.5	4.1	7.7
中東欧諸国の貿易収支(輸出-輸入)100万ECU	▲1,012	▲492	▲175	▲234	▲67	▲44
繊維						
EU向け輸出におけるシェア (%)	16.5	15.7	12.0	16.5	35.2	22.1
中東欧諸国の貿易収支(輸出-輸入)100万ECU	749	170	244	104	170	62
鉄鋼・同製品						
EU向け輸出におけるシェア (%)	16.1	18.9	18.2	10.4	10.7	15.2
中東欧諸国の貿易収支(輸出-輸入)100万ECU	1,869	886	630	178	78	99
センシティブ製品合計						
EU向け輸出におけるシェア (%)	50.6	53.6	41.4	53.2	55.5	65.3
中東欧諸国の貿易収支(輸出-輸入)100万ECU	1,907	592	558	650	▲67	176
貿易全体						
EU向け輸出におけるシェア (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100
中東欧諸国の貿易収支(輸出-輸入)100万ECU	▲2,541	▲1,071	▲728	▲74	▲452	▲215

(出所) Marie Lavigen, *The Economics of Transition*, Macmillan Press, 1995, p.217.

シェアはさほど大きなものではなく、また中東欧からの輸出額もEU内の生産額の数%にすぎない。しかし、こうした製品に対する依存度の高い南欧諸国、地中海諸国、その他の発展途上国と競合することになる（[4] pp.115-132）。

こうしたEU市場における規制の現状を農産物、鉄鋼、化学品について具体的にみておこう（[20] p.21）。

①**農産物** イタリアに輸入されたクロアチア産の食肉に口蹄病が発見されたことをきっかけに、EUは1992年4月8日から、欧州連合協定、友好協力協定、通商協力協定のパートナー国を含む中東欧、旧ソ連の計18カ国からの生畜、精肉、肉製品、ミルクなどの輸入を禁止した。

EUはこの措置を純粹に家畜病の予防と主張しているが、その背景にはEU域内の生産者の圧力がある。一方、たとえばブルガリアは、この措置の影響で国内農民に毎月数十万ドル相当の損失がでると推定しており、ハンガリーは400～500億ドルの損失という数値をあげている。EUは、伝染病が発生した旧ユーゴスラビアとその他の地域とのあいだの適切な疫病管理が欠けていたことを引き合いに出して、これを正当化しているが、この方法を一律に適用することに対しては非難の声が上がっている。

48時間の警告期間と影響を受ける輸出品目について14日間の検疫期間に同意した国は輸出禁止を4月28日に解かれた。例外はポーランドで、一定の制限が実際に残された。対抗してとられた東欧側の輸入禁輸措置は同時に撤回された。

こうした食糧輸入をめぐるトラブルは、EU域内における農業保護問題と関連している以上、今後もこうした事態が繰り返される恐れは十分にある。

②**鉄鋼** EUのハンガリー、ポーランド、クロアチアからのシームレス鉄鋼、鋼管等の輸入に対する暫定的アンチ・ダンピング関税が1992年1月に導入された。関税率は、ハンガリー21.7%、ポーランド10.8%、クロアチア17.4%であった。

この措置の結果、価格保証、つまり最低価格がこれらの国々の鉄鋼生産者によって決定され、EUに承認された。価格保証を行った企業（ブタペストのCsepel Tube Works、クロアチアのZeijezara Sisak、ポーランドのHuta Batory、その他6企業）は関税を免除された。

輸出自主規制も導入されており、チェコ・スロヴァキア共和国からの圧延鉄鋼製品、熱延鋼板について交渉が行われた。この協定は1992年6月初めから施行され、（鉄鋼の割当を撤廃する）連合協定の規定が適用される以前の1993～1995年のあいだ割当を引き上げることを予定している。両国からの鋼板、ワイヤーなどの輸入は、1993年には1991年水準の35%増、1994年には45%増、1995年には60%増となることが定められた。これらは、EUの制限が実質的に削減されたために1992年に劇的に増加した輸出品目である。

こうしたEU側の対応に対して、中東欧諸国は連合協定の原則に反するとして反発している。

しかし、すでにEUは域内鉄鋼生産の大幅な合理化に合意し、20%以上の生産削減を予定しており、これによって5万人以上が職を失う見込みである。したがって、鉄鋼関連の輸入の規制は今後も長期にわたって続くものと思われる。

③**化学品** 化学品についても同様の輸入規制措置が導入されている。EUの化学業界は中東欧諸国からの塩化ビニール樹脂やソーダ灰、化学肥料などの輸入規制を求めている。ヨーロッパ肥料工業連合の訴えにより、欧州委員会は1992年5月初からポーランド、ブルガリアからの尿素・アンモニウム硝酸塩混合溶液（肥料）輸入に対するダンピング調査を開始した。これは、ポーランドの場合には「標準価格」を基礎に、ブルガリアの輸出の場合には、旧チェコ・スロヴァキア市場での販売価格を基礎に評価され、国家貿易国に対する手続きが適用された。欧州委員会によれば、この2国の市場シェアは2年前の3.7%から1991/92年度には30%に達しており、域内の生産者は10%も価格を引き下げなければならなかった。

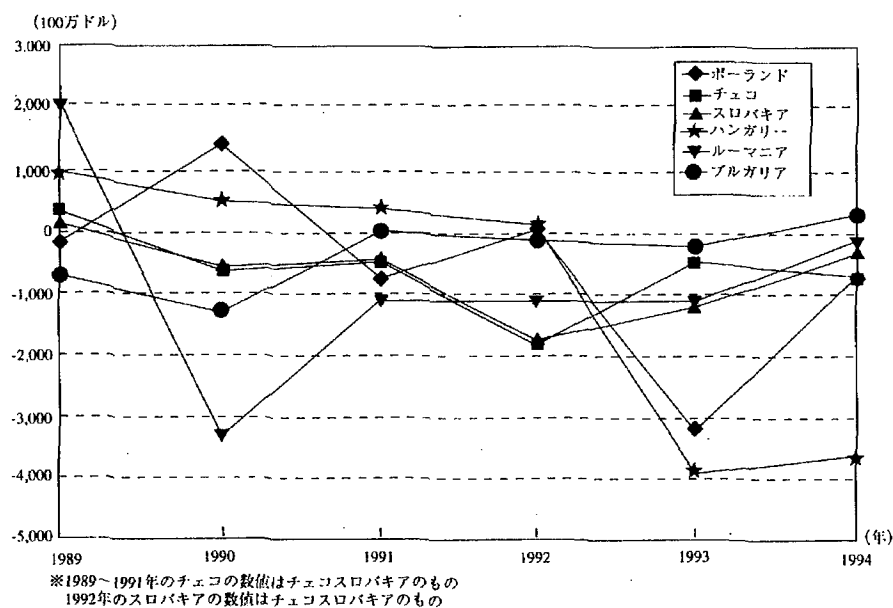
こうしたEUの中東欧諸国に対する貿易政策は、NAFTAの下でメキシコが米国及びカナダ市場向けに農産物、鉄鋼、繊維などを自由に輸出できるのとは対照的である（[19] p.99）。

### 3) 対EU貿易構造と貿易収支の赤字基調

こうした問題が生じる理由として、中東欧諸国の対EU貿易構造の問題がある。国によって程度の差があるとはいえ、一般的傾向として中東欧諸国の輸出構造は、工業製品（SITC7, 8）から半製品、原材料、食料品（SITC6, 2, 0）にシフトしている。一方、輸入の面では逆の傾

第2図 全通貨建て貿易収支の推移

（チェコ、ブルガリアは交換可能通貨建て）



（出所）『海外投資研究所報』（1995年第21巻第10号）

向が生じており、機械・輸送機器（SITC7）、消費財（SITC8）、燃料（SITC3）が顕著に増加している。

その結果は、輸出拡大にもかかわらず、貿易収支の改善がみられない点にも現れている（第2図）。しかも、中東欧諸国の累積債務は1,000億ドルを上回っており、年間の利払いはその約1割を占めている。国際的な支援体制の広がりによって公的融資は増加したが、政治・経済の混乱による信用度の低下や国際金融市場における資金調達能力の欠如などから十分な民間融資が確保できるという保証はない。

#### 4) 輸出産業育成の遅れ

EU経済が回復すれば、センシティブ製品をめぐる貿易摩擦も緩和され、中東欧諸国の輸出も伸びると予想されるが、現在の貿易構造のままでは、やはり国際収支の赤字基調を脱するのは困難である。

したがって、累積債務を抱える中東欧諸国にとって、新たな輸出産業の育成は最も重要な問題となっている。この際に中心的課題となるのは、民営化の推進による私企業の育成と産業構造改革である。しかし、その民営化は旧来の社会主義体制に起因する次のような独自の困難を抱えている（〔5〕 pp.246-248）。

- ①民営化対象となる国有企業が国民経済の7～8割の企業に及び、そこに数多くの既得権が存在する。
- ②経済混乱の中で企業資産が急激に減価しつつある。
- ③国有企業の資産を引き受ける民間資金が不足しており、民有化証券などの代替措置が必要となっている。
- ④民営化の法的基盤や企業資産評価のための会計基準が未整備である。
- ⑤国内資本市場の未形成による私企業の資金調達の困難。
- ⑥国有資産処分の際の社会的公平性の問題。
- ⑦経営主体の未形成。

形式上、民営化されても、市場経済の環境下で企業の経営を担う新たな経営主体が形成されなければ、民営化は経済の発展にはつながらない。実際、形式的にはGDPにおける私企業のシェアは60%以上に達しているにもかかわらず、特に大規模民営化の場合に多くの問題が指摘されている。ほぼ先進諸国と同等だと評価されている対外経済関係の面での開放度と比べると、経済主体の育成の面での遅れが見られる（第6表）。この市場経済化テンポのアンバランスは、国内企業が十分な準備のないままに輸入圧力にさらされていることを示しており、中東欧諸国の世界経済への再統合のシナリオにも大きな影響を与える可能性がある。先に指摘した貿易赤

第6表 中東欧諸国の市場経済化に関する評価

国	1995年半ば時点でのGDPに占める民営化セクターのシェア (%)	大規模民営化	小規模民営化	企業のリストラ	貿易と外国為替システム
ブルガリア	45	2	3	2	4
チェコ	70	4	4*	3	4*
ハンガリー	60	4	4*	3	4*
ポーランド	60	3	4*	3	4*
スロヴァキア	60	3	4*	3	4*

(注)

## 1) 大規模民営化の評価基準

- 1 ほとんど進歩なし
- 2 包括的枠組みがほぼ実施準備段階にあり、売却の完了しているものもある。
- 3 大規模国有企業資産の25%以上が民営化されるか売却されつつあるが、コーポレートガバナンスの面では大きな問題が残されている可能性がある。
- 4 国有企業資産の50%以上が実質的に外部の所有を生み出すというスキームにもとづいて民営化されている。
- 4\* 発達した工業国の経済に典型的な基準と実績：企業資産の75%以上が有効なコーポレートガバナンスをとまなう私的所有となっている。

## 2) 小規模民営化の評価基準

- 1 ほとんど進歩なし
- 2 実質的に民営化されている
- 3 ほぼ包括的なプログラムが準備されているが、政府の監督のあり方やその欠如から重要な問題点未解決（たとえば、所有権取引の欠如）
- 4 所有権の譲渡をとまなう小企業の完全な民営化
- 4\* 発達した工業国の経済に典型的な基準と実績：小企業に国有はなく、土地取引が可能

## 3) 企業のリストラの評価基準

- 1 ソフトな予算制約（企業レベルでの金融節度を弱めるゆるい融資・補助金政策）：コーポレートガバナンスを促進する他の改善策はほとんどない。
- 2 適度にタイトな融資・補助金政策だが、破産法による強制力が弱く、支配的企業を分割する措置がほとんどとられていない。
- 3 予算制約のハード化とコーポレートガバナンス促進のために顕著な実質的措置がとられている（たとえば、タイトな融資・補助金政策あるいは破産法による強制をとまなう民営化）。
- 4 企業レベルで強力な金融節度あり；政府のリストラプログラムあるいは活発な企業支配の市場を通じてコーポレートガバナンスに実質的な改善が見られる：支配企業の分割のための顕著な措置
- 4\* 発達した工業国の経済に典型的な基準と実績：市場主導のリストラを促進する国内の金融制度と金融市場を通じて有効な企業統制が機能する。

## 4) 貿易と外国為替システムに関する評価基準

- 1 輸入あるいは輸出統制が広範に残存している、あるいは外国為替へのアクセスが厳しく制限されている。
- 2 ある程度、輸入あるいは輸出統制が自由化される；原則としてほぼ完全に通貨の交換性があるが、外国為替体制は完全には透明というわけではない（複数の交換レートがあり得る）
- 3 大半の数量的、行政的輸出入規制が撤廃される；統一された交換レートでほぼ完全な通貨交換性がある。
- 4 （農業を除き）数量的、行政的輸出入規制と顕著な輸出関税がすべて撤廃される。；省庁や国営貿易会社による輸出入に直接含まれるのはわずかになる；農業以外の製品・サービスに対する例外的な関税なし
- 4\* 先進工業国の経済に典型的な基準と実績：大半の関税障壁が撤廃される；GATT/WTOに加入

(出所) EBRD, *Transition Report 1995*, 1995, pp.11-13.

字を考慮すれば、貿易の自由化のタイミングが極めて重要なことが理解できよう（[17] pp.29-30）。

欧州委員会の評価によれば、最もオプティミスティックなシナリオでは、中東欧諸国は1人当たりの所得でEUの平均にキャッチアップする、と予想されている（第7表）。しかし、それはダイナミックな発展を続けているアジア経済と同等の成長率を可能とするような内外の十分な資金を利用できることが前提である。中東欧諸国の成長率をスペインの成長率（およそ5%）程度だとすると、EU内の小国にキャッチアップするにも20~30年の年月が必要である（[21] pp.14-15）。

第7表 中東欧諸国の1993年~2000年のシナリオ

	オプティミスティックなシナリオ	ペシミスティックなシナリオ
GDP（年成長率%）	6.0~4.0	2.5~3.5
EUへの輸出（年成長率%）	12.0~7.5	3.0~2.0
EUからの輸入（年成長率%）	13.0~10.0	6.0~2.3
専門化	機械工学、輸送機器 エレクトロニクス	輸送機器、冶金、繊維

（注）同時に、EUの成長は年率は2ないし3%と仮定。

（出所）European Commission, *European Economy*, 1994, No.4, p15.

一方、国内の市場経済化の失敗と西側市場が十分に開放されないという2つの前提にたつ最もペシミスティックなシナリオでは、年平均成長率は2.5~3.5%と推定されており、2000年までに中東欧諸国はEUと比較してさらに貧しくなっているかもしれない。

オプティミスティックなシナリオでは、中東欧諸国の短期、中期的な比較優位は、労働集約的、標準的、低付加価値、低技術製品にあるが、体制転換と世界経済への統合が進むにしたがって、長期的にはこれらの地域の全般的に高い教育水準を活用した人的資本集約的な産業が比較優位をもつに至るはずである。しかし、たとえ改革の成功と西側市場へのアクセスが可能であったとしても、こうした潜在力を開花させる西側からの資金提供が不十分であるかもしれない。この場合、比較優位の基本構造は変わらない。

これは通貨の安定化の問題ともかかわっている。極端に低い通貨レートは、輸出を促進するという面ではメリットがあるが、これは同時に莫大な損失をとめない、国内需要を圧迫する。さらに、通貨レートの低さは、労働コストを引き下げ、これらの国々をますます労働集約的な産業に特化させていく可能性すら生じる（[17] p.34）。

また、ペシミスティックな見解では、現在の構造を変革することができない以上、当然EUへの輸出は原材料、未加工製品に特化し、周辺的地位に留まることになる。

以上のように、GDP低下が底を打ち、回復に転じているとはいえ、中東欧諸国の経済は、



投資資金不足、民営化の実質化と産業構造転換の遅れ、対外的には欧州市場への参入をめぐる対立の残存、貿易収支の赤字基調など、依然として多くの問題を抱えており、ヴィシェグラード・グループを中心とした国々の経済実績改善をもって、東欧に新NIESが誕生したというのは時期尚早の感がある。

#### 4. EUは中東欧を受け入れることができるか

中東欧諸国の世界経済への再統合は、EUが新しいメンバーを吸収する能力があるかという問題に帰着する。

1995年にEU加盟したEFTA 3カ国と異なり、ヴィシェグラード・グループはより貧しく、EU（とくに農業）に潜在的打撃を与える輸出構造を示している。

これは、一方でEUの共通農業政策のフレームワークの見直し、他方で地域政策の見直しとも関連している。農業関連支出と地域政策にかかわる構造基金はEU財政の2大費目であり、とくに後者はますます拡大すると予想されており、したがってEU財政そのものあり方についても再検討が不可避である。

##### 1) 農業問題

最も懸念されるのは農業問題である。中東欧諸国の農業潜在力と価格はEU内に競争圧力をもたらし、新加盟国は共通農業政策によってきわめて高いコストを課されることとならざるをえない。EUのGDPに占める農業のシェアは平均3%であるのに対して、チェコで6%弱、ハンガリー、ポーランドは7%以上であり、その打撃はより大きなものとなる可能性が高い（[22] pp.227-228）。

他方、ハンガリー、チェコ、スロヴァキアなどでは集団農場の民営化が進められているが、結果的に西側の基準では生き残れないような弱小農家ばかりになってしまい、近代化資金を得るのが困難となり、農業投資が減少する恐れがある。確かに、国内向け、旧ソ連向け輸出を西側に振り向けることによって西側輸出が増大したのだが、西側からの輸入も劣らず増加しており、対EUの農産物の貿易収支も大幅な黒字となっているわけではなく、ルーマニア、チェコ・スロヴァキアなどではむしろ赤字となっている（第5表）。

こうした事態を背景として、中東欧の農家は政府に保護を求めており、農業保護は「貧者の共通農業政策」の形を取る可能性もある。もっとも、たとえEUのそれよりも低いレベルであれ、中東欧諸国はこうした農業保護を維持する資金力を欠いている。だが、EUは自らは共通農業政策を維持しつつ、中東欧に対してはこれに類する措置をとらないよう要請することは

きない。

EBRDによれば、中東欧諸国の耕地面積はEUのその38%に相当し、もし仮に共通農業政策（CAP）の根本的な見直しがなされないまま、これらの国々がEUに加盟したとすれば、CAP関連支出は3分の1以上増加することになってしまう（[23] p.177）。

つまり、EUの対中東欧政策は、最も困難が予想される共通農業政策の見直し問題ともリンクしており、このことが中東欧諸国の受入れを遅らせる要因となることが予想される。

## 2) 構造基金問題

中東欧経済が順調に回復するということは、他方でEU内部の後発国のレベルに追いつき、その地位を脅かすことを意味している。そこで、問題となるのがEUの構造基金である。

構造基金には次のような目的がある。

- ① 1人あたりGDP平均の75%以下の地域の支援
- ② 衰退産業を抱える地域の転換促進
- ③ 長期失業の削減
- ④ 青年層の社会参加の促進
- ⑤ 農業のリストラの促進

現在、ギリシャ、アイルランドは全域、スペイン、ポルトガルは半分の地域、イタリアのメッジョルノ、東ドイツ地域、北アイルランドなどが、その対象地位となっているが、これに新加盟のスカンジナビア3国が加わる。この構造基金は、すでに1993年EU予算の約4分の1を占めている。そして、もしヴィシェグラード・グループが加盟したとすれば、対象地域になることは間違いない。その段階で、構造基金システムが現状のままだったら、域内富裕国にさらに大きな経済負担がかかるばかりでなく、ギリシャ、スペイン、アイルランドと新加盟国とのあいだで限られたパイを分け合わなければならないことになる。EBRDの推定によれば、仮に構造基金政策がそのまま中東欧とバルト諸国に拡大されたとすれば、1999年にはEUの構造基金予算は倍増し350億ECUに達するものと推定される（[23] p.177）。

## 3) 特定多数決制度の問題

さらにEUの制度上の問題がある。1987年単一欧州議定書の発効にともなってEU閣僚理事会に特定多数決制が導入された。EU内の大国フランス、イギリス、ドイツ、イタリアはそれぞれ10票、スペイン8票であるが、拒否権相当票数（blocking minority）は76票中23票であり、小国の協力なしに決定を下すことができない仕組みになっている。スカンジナビア3国は比較的豊かな国々であり、その加盟が大きな財政負担となる可能性は低いですが、小国側の力を強める

方向に作用する側面をもっている。さらに、ヴィシェグラード諸国が加盟するとなれば、この傾向はいつそう強まるに違いない。

したがって、将来的に構造基金肥大化の趨勢は避けられそうにない。ところが、こうなるとEUは、ますます巨大な所得移転装置となってしまう、所得拡大装置としての本来の機能が満足に発揮できなくなる恐れが強い。これは、EU統合のあり方そのものにも深刻な影響を与えることになりかねない（〔6〕 p.92）。

以上のように、統合の拡大、とりわけ後発地域への拡大は、同時にEU内部の政策の根本的な見直しとも深く関連している。このためEUとしても統合の拡大について明確な展望を打ち出すことが困難であり、問題を先送りする形での暫定措置が多い。現在のヨーロッパ域内における貿易協定は整合性に欠けており、EUと地中海諸国、EUとEFTA、EUと中東欧諸国、中東欧諸国間、EFTAと中東欧諸国のあいだの個々の協定は相互に関連性をもっていない。こうしたことからEU側のグローバルビジョンが欠けているとの批判を招くこととなる（〔19〕 p.106,〔22〕 p.224）。

確かに、1995年5月に公表された『中東欧連合諸国のEU内部市場への統合準備白書』の目的は、「これらの連合諸国がEUの内部市場の要請の下で事業展開する準備を援助するための指針を提供すること」であり、長期的な展望にたつて制度的な収斂と支援をリンクさせることを提案している。これは、これまでのIMF等の支援策と比べて、EUがより現実的な対応をしていると評価できるかもしれない。だが、他方で「内部市場との調整は、共同体の経験全体の受容を含むことになるEUへの加盟とは区別されるべきである」としており、加盟を引きのばすという側面をもつことも否定できない（〔7〕 p.135）。

#### 4) EU拡大のシナリオとEUの質的变化の可能性

一般に中東欧諸国のEU加盟の展望に関心が集中しているが、以上の考察からも明らかのように、統合の拡大はEU自身の統合のあり方にも深刻な問題を提起している。言い換えれば、問題は、中東欧が何時どのような条件でEUに加盟するかというばかりでなく、どのようなタイプのEUの加盟国となるかという点にある。EU統合の深化と拡大の相互関係の調整は、今後のEU統合のあり方を考える上で避けて通ることのできない課題となっているといえよう。これは、一方で統合の深化を進めながら新しいメンバーを受け入れるEU側の能力と、他方で新加盟国のEU内における競争圧力への適応力に左右される（〔24〕 p.85）。

当面、連合協定は、EU加盟準備段階として、EUの基準に諸制度を適合させる誘導装置としての役割を果たすことになる。だが、統合の深化の指針を示すマーストリヒト条約では基本的に外部への対応に関心が払われておらず、拡大の為に必要とされる制度上の調整は考慮され

ていない ([24] p.86)。

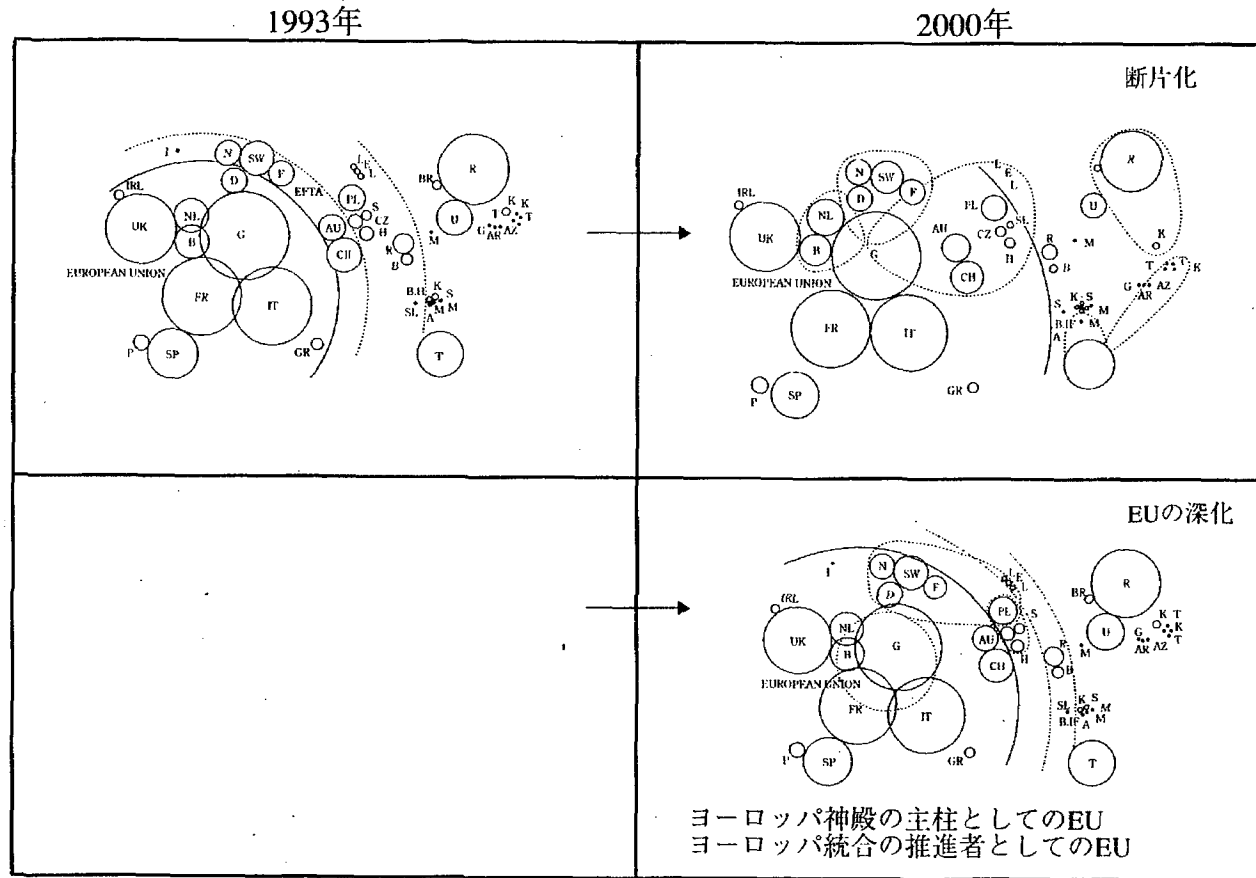
他方で、特定分野へのイギリスの不参加、デンマークの特殊な立場、さらに多様な国々の加盟要求という事態を背景として、EUモデルを基礎とした複数のコミュニティからなるヨーロッパ連邦、言い換えれば「アラカルトのヨーロッパ」が支持されるようになってきている。これは、EU規制のより大きな多様性を含意していると同時に、独仏枢軸を核とし、その周辺に重層的にサブリージョナルな協力圏を形作る同心円のヨーロッパというシナリオである。この同心円のヨーロッパは、その理想的形態において、ヒエラルキーモデルの一種として、共に発展し、コミュニティ内のヒエラルキーを上昇するチャンスをもたらす安定的フレームワークを提供する中心・周辺モデルとして受け入れられるかもしれない。こうなると、EU加盟は現在とは異なった意味をもつことになり、EUとEU以外の境界が不明確になる ([24] pp.90-91)。

第2のシナリオは、ゆるやかな国家の連合体としてのEUである。この場合、強調されるのは、経済的コミュニティとしての役割である。このシナリオでは新しいメンバーの受入れは大きな問題とはならない。しかし、この場合、EU全体としての意思決定は一層困難となり、現実には各国が個別に周辺地域にアプローチすることになり、その中でパワーバランスの大きな変化が生じかねない ([24] p.92)。

ドイツ統一による経済規模の突出に加え、EU内におけるドイツ資本の結集力はイギリス資本よりもはるかに大きく、これはドイツがよく調整された対中東欧政策を策定することを容易にしている。EUの東への拡大は特にドイツに利益をもたらす可能性が高く、EU内における重心は大きくドイツに傾くであろう。これはドイツを押さえ込みたいと望んでいるEU諸国の懸念である。しかし、EUが新ヨーロッパの秩序形成において国民国家の枠組みを越えてリーダーシップを発揮できず、拡大を引き延ばすとすれば、EU外部にドイツの影響圏が形成されることになりかねない ([24] p.93) (第3図)。

EUにとって重要な問題は、中東欧諸国をスムーズに機能する市場経済と議会制民主主義にいかにして誘導するかにある。そして第1のシナリオによるヨーロッパ統合の緩やかな段階的深化はEU拡大の前提条件である。EU統合の深化は政治統合、通貨統合の前提条件を提供し、EU加盟の条件を充足する基礎となる社会的経済的進歩に向かって移行期諸国を誘導することを可能にするであろう。EUは、通貨統合を含む市場統合の完成のためばかりでなく、こうした統合の拡大に対応するためにも、マーストリヒト条約の再検討・改正に取り組み始めている ([8])。

第3図 拡大ヨーロッパのシナリオ



注) 1993年の図の大きさはOECDおよび国連資料の1992年のGNP推定値に基づいている。

(出所) 1) Hans Van Zon, *Alternative Scenarios for Central Europe*, Avebury, 1994, p.63.

### 5. 直接投資の導入とその役割

#### 1) 直接投資への期待

中東欧の困難を解決するには、技術・資本の導入、経営の革新が必要である。だが、個別企業に対する直接融資の困難、国家の外貨資金繰りの困難から自己資金によってこれらの経営資源を調達することは不可能である。

そこで、期待されるのが外国からの直接投資であり、1990年代に入って中東欧諸国は積極的に外資導入を図っている。この場合、資本・技術・経営ノウハウが「パッケージ」として移転され、市場経済化を促進する触媒的役割を果たすと考えられるからである。

世界の海外直接投資は、1985～1990年に輸出成長率のほぼ3倍の伸びを示しており、直接投資の受け入れは現代世界経済システムへの適応という点からみて最も重要な課題のひとつとなっている。しかし、近年の中東欧諸国への投資は急増しているが、世界の資本輸出の流れに影

第8表 中東欧諸国への直接投資 (100万ドル)

国	1992年	1993年	1994年	1995年	1995年	年成長率 (%)		
	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	7月1日 <sup>4)</sup>	1992年	1993年	1994
ブルガリア	17.3 <sup>3)</sup>	76 <sup>3)</sup>	268.7	467.2	514.3	329.4	253.6	73.9
チェコ <sup>1)</sup>	595.1	1,598.3	2,166.3	3,028.7	3,431.2	168.6	35.5	39.8
スロヴァキア <sup>2)</sup>	...	231.2	366.0	551.7	585.1	...	58.3	50.7
ハンガリー	3,137.0	5,501.9	8,342.0	9,907.7	9,989.9	75.4	51.6	18.8
ポーランド	479.5	1,644.1	2,542.5	3,574.2	3,910.2	242.9	54.6	40.6
ルーマニア <sup>2)</sup>	225.8	516.2	651.9	1,134.8	1,329.8	128.6	26.3	74.1

1) 資本収支の累計

2) 外資企業の定款資本における外資持分の累計

3) 修正データ

4) 予備データ

注記 各国通貨の米国ドルへの換算は、(四半期あるいは半年ごとの) 平均交換レートによる。

(出所) UN ECE, *East-West Investment News*, 1995, No.4

響を与えるほどの規模には達していない (第8表)。

直接投資のメリット、デメリットをめぐってはさまざまな議論があるが、一般的効果としては次のような点が指摘できる。

- ①技術移転効果
- ②外国企業の競争圧力による産業構造の近代化、企業経営合理化の促進
- ③外資による国内資本不足の補填
- ④国際競争力強化・外国企業の国際的ネットワークの利用による輸出の拡大
- ⑤雇用創出効果
- ⑥所得効果

## 2) グローバルな企業戦略から見た中東欧市場

直接投資の受け入れを促進するには、投資する側の企業の経済的動機に見合った条件を整備することが必要となる。直接投資に対する企業戦略としては、次のようなものが指摘できる ([9] pp.35-41)。

①**市場追求型直接投資** 貿易障壁を回避し、販売促進や現地にあったサービスを提供する必要がある場合に行われる直接投資。典型的なジョイント・ベンチャーの場合、途上国企業のもつ生産スキル、販売ネットワークと、先進国側のパートナーがもっているより高度な技術とブランドとを結合させる。これによって国内の潜在的な需要を顕在化させ、新たな市場シェアを確保することができる。

②**輸出指向型直接投資** 受け入れ国の低コスト労働といった古典的な立地優位を目的とした直

接投資。これだけでは不十分で、一定の教育水準にある良質の労働力が必要である。また、コスト的な優位を利用するためには物的インフラストラクチャーが整備されていなければならない。さらに官僚的な規制は最小限でなければならず、他地域に比して投資環境（投資保証、優遇税制、補助金など）が優位でなければならない。

③**効率追求型直接投資** 事業活動がすでに広範にわたって国際化している企業による。グローバルなレベルでの事業活動の合理化をめざし、垂直統合、水平統合を通して規模の経済性を獲得するための直接投資。

④**技術探究型直接投資** マネジメント・スキル、技術力、マーケティング・スキルを向上させるために、相対的に成熟した地域、主に先進国の技術探究部門で行われる活動。

⑤**資源追求型直接投資** 資源開発および資源の安定的確保のために行われる直接投資。

グローバルな企業戦略からみた場合、中東欧への投資は、市場追求型、輸出指向型、効率追求型の3つが主な動機となるものと思われる。いずれの場合でも、直接投資が企業の長期的な戦略に基づくものである以上、投資受け入れ国の政治・経済的の安定が前提条件となることは言うまでもない。

それに加えて、直接投資の成否の予測にとって不可欠なのは次の点である。きわめて単純な生産活動においてさえ、競争力を強化するためには、一定の技術力とマネジメント・スキルを必要とし、外資企業が直接投資によって明確なプレゼンスを築くことができるのは、必要な教育とトレーニングが施され、そして必要な設備を備えた国だけである（[9] pp.31-32）。

こうした点からみて、当初ハンガリーへの投資が対東欧圏投資の大半を占めていた理由が理解できる。ハンガリーはもっとも投資受け入れ環境が整備されている上、バルカン諸国、旧ユーゴスラビア、ウクライナと国境を接し、将来の市場展開にとって立地優位を有しているからである。その後、ポーランド、チェコへの投資も本格化しはじめ、この3国が対中東欧向け直接投資の9割を占めるにいたっている。

法制の面でも、インフラの面でも、こうした外資企業の要請に応える投資環境を整備することが、中東欧諸国の当面の課題となる。だが、直接投資の受け入れは、先にあげたような数多くのメリットが期待できるとともに、次のようなデメリットがともなうことも、しばしば指摘される場所である。

- ①外国技術への依存と外国企業による技術独占
- ②外国企業による経営支配
- ③国内金融政策の効果の低下
- ④産業構造の転換にともなう摩擦的失業の増加
- ⑤二重経済化（一方で投資受け入れを図るために重点的に整備され、世界的ネットワークと結

びついた都市、他方で商品経済の浸透による周辺農村地域の共同体的再生産構造の解体、都市への労働力流出と都市周辺への滞留)

中東欧諸国にとって重要なのは、こうした直接投資のデメリットを回避しつつ、そのメリットを最大限に引き出して、国民経済全体の発展に結びつけることができるかどうかにある。

では、実際に、途上国の経済発展にとって、直接投資はどのような役割を果たしてきたのだろうか。以下、「成功」の典型例とされるアジアNIES、およびEU加盟後の南欧諸国の場合について検討してみよう。

### 3) アジアNIESの場合

アジアNIESの成長は、次のような世界経済の動向との関連を抜きには語れない ([10] pp.36-46)。

- ①多国籍企業による直接投資および先進国の賃金上昇にともなう国際下請け生産の拡大
- ②産業構造の高度化、ハイテク化と重厚長大型産業の競争力の低下
- ③国際金融市場の発展、および世界同時不況を背景とすると供給資金の過剰
- ④プロダクト・サイクルの短縮に伴う技術導入の加速化
- ⑤UNCTADによる一般特惠関税 (GSP)
- ⑥ガット体制下における先進国の関税率の引き下げとアメリカ巨大市場の拡大

アジアNIES発展の鍵は、こうした世界経済環境のなかで先進国向けの労働集約型工業製品の生産を推進したことにある。アジアNIESの輸出指向型工業化政策が明確になった時期は、世界的な自由貿易促進の時期と一致していた。

また、ナショナリズムの高揚によって、ガット第IV部「貿易及び開発」が追加され、途上国に対して相互主義を求めないという無差別原則の修正がなされた。これによって、途上国が、世界貿易の自由化の流れに非互恵的なまま参入することが可能となった。

このようにガットが推進した工業製品貿易の拡大と途上国への配慮は、輸出指向型工業化にとっては二重の意味でプラスに作用した。しかし、一方でガット体制の下で自由貿易体制が成立したのは工業製品のみで、一次産品、とくに農産物については例外が多く、これが輸入代替工業化の妨げとなった ([11] pp.106-112)。

同時に、香港、シンガポールに典型的に見られるように必ずしも完結型の国民経済の形成を必要としておらず、これは従来の開発とは全く異なっている。単に工業化が外向きであるというばかりでなく、工業化の基盤そのものが国内市場・国民経済ではなく、輸出市場・世界経済にあった ([10] pp.14-16)。つまり、GNPにおける公的投資はむしろ小さいにも関わらず、「異なった発展段階にある異なった産業は、異なった取りあつかいを必要とする」との認識に



たち、各産業分野ごとのきめこまかな産業政策を通じて柔軟に世界経済の動向に適応し、外的諸要因の内部化に成功したのがアジアNIESであったといえよう（[25] p.394）。

#### 4) 南欧の場合

南欧の加盟は比較的同質な国家から構成されていたEU内に、いわば南北問題ともいうべき質的格差をもちこんだ。南欧3国は依然として第一次産業の比重が大きく、工業部門が未発達で、しかも労働集約的・低技術集約的部門の比重が大きい。

①**加盟の経済効果** スペイン、ポルトガルについては、加盟が経済成長に寄与したことが確認できる。しかし、加盟後のギリシアの成長率は加盟前よりも低下し、全体に占めるGDPの割合は1.3%（1980年）から1.2%（1990年）へと低下した（以下 [12] による）。

スペインは、加盟後年平均4.5%の成長を記録し、1991年に全体に占める同国のGDPの割合は6.5%から7.0%へ拡大した。ポルトガルのGDPのシェアもわずかだが拡大した。

失業率の点でも、やはりギリシアは加盟前（2.7%）に比べて悪化し、7%台を推移している。一方、スペインの失業率は21.6%から16.7%に、ポルトガルは8.8%から4.2%に低下し、かなりの改善が見られた。

このように、経済成長の点からみるとスペイン、ポルトガルの好調と、ギリシアの不調とがきわめて対照的になっている。この相違の背景には、加盟以前のEUとの経済関係の相違、加盟時の世界経済の状況、加盟後の経済政策の相違がある。

②**加盟前におけるEUとの経済関係** 南欧諸国の貿易関係では、ギリシャが1961年にすでにEUとのあいだで連合協定を締結して早くからEUとの関係を強化してきたのに対して、ポルトガルはEFTA諸国との関係が強かった。これに対してスペインは、フランコ独裁政権下で保護主義的傾向が強かった。このため、ギリシアの場合、加盟前後の変化が他の2国の場合よりも相対的に少なく、貿易転換効果、貿易創出効果があまり大きくなかったものと考えられる。

③**加盟時の世界経済の状況** また、ギリシアの加盟は、先進諸国が第2次石油ショック後のインフレ対策として高金利政策を採っていた時期にあたる。その後、経済は回復基調になったが、以前からEU経済と緊密な関係にあったギリシアは低成長に止まった。一方、スペイン、ポルトガルの加盟は、世界経済の回復が本格化してからで、EUが技術的・財政的な非関税障壁の除去や制度の統一化によって単一市場の形成に向かって前進しはじめた時期である。この結果、この2国の場合には加盟の経済効果が増幅したものと考えられる。

経常収支のファイナンスには、ギリシアと他の2国の差異が明確に見られる。ギリシアでは長期資本が経常赤字を相殺するほどには流入せず、その中身は政府移転の増加および中長期公的借入に依っており、直接投資の流入はそれほど増加していない。スペインは、加盟後直接投

資と証券投資、貯金などを含む中長期民間借入が著増し、これらの流入が経常赤字額を上回り、外貨準備の増加をもたらした。ポルトガルは、スペインを小規模にした形で同様の動きを示した。

このようにギリシアが対外ファイナンスを公的資金に依存したのに対し、他の2国は直接投資や証券投資などの民間資金に依存し、これを大量に導入したのである。

**④加盟後の経済政策の相違** ギリシアでは加盟の利益を損なうような政策が次々と実施された。外国投資家や企業家の目から見ると、政策の不透明さ、労働者の過剰保護による利益率の低下、利益送金制限撤廃の引き延ばしなどが、同国の直接投資先としての魅力を殺いだ。

スペインはNATO残留の国民投票の結果、西欧諸国と防衛政策を一致させることを明らかにし、加盟条件の実施に積極的に取り組み、外資受け入れの促進を図った。ポルトガルは、経済の中心となっていた各種国営企業の民営化や労働法の改正、証券投資の自由化などを実施した。スペインとポルトガルでは、加盟による直接投資の増加をテコとした設備投資中心の経済成長がもたらされ、輸出の拡大が生じた。

**⑤対EU貿易構造の問題点** 同時に、EUへの加盟は、これまでの産業保護政策を放棄して、自国産業をEU内における主要国資本との競争にさらすことを意味し、関税の撤廃や非関税障壁の除去によって輸入も大幅に拡大した。3国とも加盟後、貿易収支の赤字が増大しており、とくにこの赤字は対EU貿易が拡大するなかで起こっている。南欧諸国の貿易赤字の最大の要因は機械類の大幅な輸入超過にある（[13] pp.127-130）。

1970年代以降のEUは、ハイテクをめぐる日米との競争の激化、労働集約財の競争力の喪失にともなう産業構造調整という課題に直面し、これを市場統合の推進によって解決しようとした。中心国では労働コストの上昇とNIESからの輸出攻勢によって労働集約的産業が国際競争力を失い、資本の域内移動の自由化によって、これらの産業で労働コストの低い地域への生産の移転が促進された。この主要な移転先のひとつが南欧であった。

南欧諸国では、外国資本の積極的な導入によって基幹産業の育成を図ろうとしてきた結果、金属、化学、自動車などの主要部門におけるEU系の多国籍企業の支配力が強い。南欧諸国は低賃金を基礎にした労働集約財生産に特化し、一方で資本財を主要国に依存するというかたちの域内分業に組み込まれているため、生産や輸出の拡大が資本財輸入のいっそうの拡大を招くという結果をもたらすのである（[13] p.137,138, p.140）。

通貨統合が完成した段階では、一国規模の金融・財政も意味を失い、いずれの国もヨーロッパ連合の一部として存在することを前提とすれば、南欧諸国のEU系資本はもはや外国資本ではなくなる。その意味では、経済的自立性の問題は消滅するといえるかもしれない。

**⑥統合を阻む欧州内部の南北問題** だが、たとえEU統合によって国境のもつ意味、国民経済

のもつ意味が薄れたとしても、こうした国々が依然として、域内における発展途上ないし従属的な地域に止まっているという点では変わらない。確かに、スペインでは、1980年代以降、EU諸国からの外国投資ブームが発生し、経済成長を促した。にもかかわらず、それを内発的な発展と結びつけることができず、今日でもスペイン経済の4大障害=インフレ・貯蓄不足・対外赤字・公共赤字は克服されていない（[14]）。

むしろ、問題となるのは、EUが内部に南北問題を抱え込まなければならないことである。加盟国の増加、多様化にともなって、各国の経済水準のコンバージェンス（収斂）が重要な問題となっていることは、通貨統合の動揺の事例からも明らかである。

### おわりに

必ずしも完結型の国民経済を目指すのではなく、直接世界市場に立脚したアジアNIESの輸出指向開発戦略は、国内市場の小さい中東欧諸国にとって示唆的である。たとえば、ハンガリーは、人口1,000万人の余りの小国であるが、早くから外資導入によって民営化を推進し、対EU輸出拡大によって経済発展を図っており、こうした方向性を示している。

しかし、これらの国々が直面している世界経済の状況は、かつてアジアNIESの急速な成長を支えてきたものとは大きく異なっている。国際的な資金不足、アメリカ市場の製品吸収力の相対的低下、先進諸国の保護主義の台頭、東アジアの新興諸国、南欧、地中海諸国などとの市場や資本をめぐる競争の激化など、中東欧諸国はさまざまな困難を克服していかなければならない。特に、当面EU市場が中東欧諸国にとって主たる輸出市場となると予想される以上、EU統合のあり方は中東欧の将来にも深くかかわってくる。

言うまでもなく、直接投資の受け入れを抜きにして中東欧諸国のキャッチアップは不可能である。そして、EUへの接近、さらに加盟は、直接投資の流入を拡大するに違いない。1980年代にスペイン、ポルトガルなど南欧に集中した直接投資が、1990年代には中東欧にシフトするとの見解もある。しかし、以上の考察からも明らかなように、EU加盟、直接投資の導入が無条件に経済発展に結びつくわけではない。南欧のEU加盟の実例は、加盟後の当該国の経済政策、世界経済およびEU統合の状況と加盟のタイミングがその後の経済発展を左右することを示唆している。

また、累積債務問題をどう処理するか、いいかえれば返済と内部蓄積の量的、時間的配分をどのようにするかといった政策選択も重要である。しかし、多額の債務を抱える国にとっては、当面外部資金をどう確保するかが集眉の課題であり、したがって西側金融機関の意向に従わざるをえず、その選択の余地は狭い（[26] pp.123-124）。EUが『中東欧連合諸国のEU内部市場

への統合準備白書』において、長期的な観点からEU内部市場との調整と支援問題をリンクさせるという方向性を示していることは（〔7〕 pp.134-172）、これまでのIMF・世銀中心の短期的な施策とは様相を異にしており、より現実的な支援策と評価することができよう。しかし、これも長期安定的な資金供給を約束するものではなく、中東欧圏に対する各国の利害対立やEU側の景気動向に大きく左右される可能性が高い。

一方で、過去数年の高い経済成長を支えてきた欧州市場への輸出拡大や規制緩和等の要因が枯渇し、他方では今後ますます産業のリストラやインフラ整備に関わる膨大な資金需要が発生するとすれば、対外ファイナンスの成否は、決定的重要性を帯びてくる（〔15〕）。

しかも、すでに指摘したように、EUの拡大はEU統合の深化の内容に大きな変化を要請し、EU自体の変質をもたらす可能性を秘めており、したがって中東欧を含む欧州経済の将来像は依然として不明確である。

こうした不確定要素が大きい状況下において重要なのは、国際収支体としての国民経済が、世界システムの変動に起因する諸要因に柔軟に適應しつつ、そこから最大限利益を引き出すことができるような国内経済体制を作り上げ、国際収支維持産業を育成することができるかどうか、言い換えればコンティンジェンシー・セオリーの一国レベルでの適用である。

今日における比較優位のエッセンスは、主として熟練労働に体化されているコード化できない無形の知識、具体的にはマーケティング・ノウハウ、製品設計とプロセス設計、適応知識のような分野における技術競争力である。このコード化できない技術が所有優位のエッセンスである。発展途上国の企業は、初期の技術をアームズ・レングス取引を通して、コード化できる技術からなる「パッケージ」として獲得する。さらに直接投資は、こうした技術「パッケージ」の導入を促進する最大のチャンネルである（〔9〕 pp.42-43）。

問題は、途上国の企業が自らの無形知識を発展させ、コード化できない技術の蓄積を通してコード化できる技術を適應させ、それによって事業活動の効率性を向上させることができるかどうか、つまり自主技術の開発に成功するか否かにある。これによって、輸出財を初期の労働集約的な財からより所得弾力性の高い財に転換していくことが可能となり、一層の輸出拡大が期待できるからである（〔9〕 pp.42-43）。

徐々に資本財・中間財の輸入代替を図り、技術を自国経済に根付かせることができなければ、結局のところ、輸出部門だけがいわば「飛び地」となっていつその輸入圧力と経済構造の2重化に直面することとなる。

また、旧来のコメコン諸国との貿易関係の維持、再構築は単に時代遅れの産業とその雇用を維持するだけで、経済の合理化、近代化、資源の最適配分には逆行するものだと批判もあるが、先進国企業による基幹産業の支配を回避し、経済的自立性を確保するという視点から見た

場合、CEFTA、あるいはCIS諸国との関係を新たな地域協力を再編しつつ、対外経済関係の多角化と輸出品目の多様化を図ることは、単にEU加盟実現までの「待合い室」以上の意味を持っているに違いない（[16] pp.185-194）。たとえば、EUを主たる輸出市場とし、国内市場や大きな潜在的需要を秘めている中東欧、CIS諸国を補完的市場として位置づけ、産業分野、対象市場ごとに異なった産業政策を進めていくというオプションも考えられよう。

### 参 考 文 献

- [1] 本多健吉「世界システムの歴史的構造について」（本多健吉，新保博彦編『世界システムの現代的構造』日本評論社，1994年）所収
- [2] 大芝亮「新世界秩序と国際組織」（細谷千博，丸山直起編『ポスト冷戦期の国際政治』有真堂，1993年）所収
- [3] 森野勝好「ココム規制の行方 — 国際技術移転の見地から —」『立命館国際研究』第6巻第2号，1993年9月
- [4] 拙稿「東欧諸国と市場 — EC市場をめぐる東欧，南欧，NIESの競合 —」『経済学季報』第42巻第4号，1993年
- [5] 盛田常夫著『体制転換の経済学』新世社，1994年
- [6] 浜 矩子著『最新 EU経済入門 — 迷走するマーストリヒト後の欧州』日本評論社，1995年
- [7] 『中欧4カ国の対外経済関係の再編』1993年3月，（社）ロシア東欧貿易会
- [8] 金丸輝男「最近の欧州統合事情（上）」『書齋の窓』1996.7.8
- [9] S.ラル，P.カノボス，M.藤田，R.ナルラ著『発展途上国の多国籍企業 — 本国経済へのインパクト —』国際書院，1994年
- [10] 平川均，朴一編『アジアNIES — 転換期の韓国，台湾，香港，シンガポール』世界思想社，1994年
- [11] 金早雪「世界システムとアジアNIES」（本多健吉，新保博彦編『世界システムの現代的構造』日本評論社，1994年）所収
- [12] 「加盟の経済効果 — 南欧3カ国を例にしたEC拡大推進力の考察」『海外投資研究所報』第19巻第7号，1993年7月
- [13] 佐々木昇「EC市場統合と南欧諸国経済」（本多健吉，新保博彦編『世界システムの現代的構造』日本評論社：1994年）所収
- [14] 楠貞義「『ヨーロッパ統合』とスペイン経済の現状」（関西大学『経済論集』第45号第5号，1995年12月

- [15] 渡辺博史「中期の成長路線に懐疑論強まる」『世界週報』1996.6.25
  - [16] 小川和男著『東欧 再生への模索』岩波書店, 1995年
  - [17] Barry P.Bosworth, Gur Ofer, *Reforming Planned Economies in an Integrating Economy*, Brookings, 1995
  - [18] *PlanEcon Report*, September 15, 1995
  - [19] Klaus Heidensohn, *Europe and World Trade*, Pinter, 1995
  - [20] EBRD, *Current Economic Issues*, July 1993
  - [21] EC, *European Economy*, 1994, No.6
  - [22] Marie Lavigne, *The Economics of Transition from Socialist Economy to Market Economy*, Macmillan Press, 1995
  - [23] EBRD, *Transition report 1995*, 1995
  - [24] Hans Van Zon, *Alternative Scenarios for Central Europe*, Avebury, 1994 (本書の概要については, 拙稿「中欧のオルターナティブ・シナリオ」『ロシアユーラシア経済調査資料』1996年7月号を参照)
  - [25] Ha-Joon Chang, “Return to Europe? : Is there Anything for Eastern Europe to Learn from East Asia?” Ed.Ha-Joon Chang, Peter Nolan, *The Transformation of the Communist Economies - against the Mainstream*, St.Martin’s Press, 1995
  - [26] Andras Köves, *Central and East European Economies in Transition*, Westview Press, 1992
  - [27] UN ECE, *East-West Investment News*, 1995, No, 4
- (付記) 本稿は, 平成6年度石橋湛山記念研究助成および平成6年度立正大学経済研究所個人研究費による研究成果の一部である。